

平成21年建築基準適合判定資格者検定について

(広島市の検定会場が、「広島合同庁舎4号館」から「広島合同庁舎1号館附属棟」へ変更となりました。詳細は下記の「第二 検定地」をご覧ください。)

第一 検定期日、時間割

検定期日及び時間割は、次表のとおりです。

検定期日	時 間	区 分	内 容
8月28日 (金)	午前10時～ 午前11時45分 (1時間45分)	考査A 及び 小論文	建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に関する知識及び建築行政又は確認検査の業務等に関する実務の経験についての小論文
	午後1時15分 ～午後4時 (2時間45分)	考査B	建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に関する知識

第二 検定地

検定地	検定会場	所在地	最寄の下車駅・停留所	上履	受検申込時における 住所地の都道府県
札幌市	札幌第一合同庁舎2階講堂	札幌市北区北八条西2丁目	・JR「札幌」駅下車徒歩3分 ・地下鉄南北線、東豊線「さっぽろ」駅下車徒歩5分	不要	北海道
仙台市	東北地方整備局2階大会議室	仙台市青葉区二日町9-15	・仙台市地下鉄「北四番丁」駅下車徒歩9分	不要	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
さいたま市	さいたま新都心合同庁舎2号館5階共用会議室	さいたま市中央区新都心2-1	・JR「さいたま新都心」駅下車徒歩5分 ・JR「北与野」駅下車徒歩8分	不要	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟
名古屋市	名古屋合同庁舎第2号館8階共用大会議室	名古屋市中区三の丸2-5-1	地下鉄名城線「市役所」駅下車徒歩3分	不要	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

検定地	検定会場	所在地	最寄の下車駅・停留所	上履	受検申込時における住所地の都道府県
大阪市	大阪合同庁舎第1号館第一別館2階大会議室	大阪市中央区大手前1-5-44	地下鉄谷町線「天満橋」駅下車徒歩3分	不要	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/kkr_profile/n_profile/map.html					
広島市	広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室	広島市中区上八丁堀6-30	JR「広島」駅下車広島交通バス「合同庁舎前」下車徒歩2分	不要	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
http://www.cgr.mlit.go.jp/Place/images/map.gif					
福岡市	福岡第2合同庁舎2階共用第2-5会議室	福岡市博多区博多駅東2-10-7	JR「博多」駅下車徒歩10分	不要	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/annai/					

第三 携行品

(1) 受検票（検定会場に持参しない場合は受検を認めません。）

(2) 筆記用具（答案用紙記入用の鉛筆（HB）及び消しゴム）

(3) 建築関連法令集

検定の時間には、建築基準法及び建築士法法令集（建築基準法及び建築士法並びにこれらに基づく政令、省令、告示を記載したもの。その他関連法規の記載があってもよいが、簡単な見出し、脚注以外の解説のあるものは認められない。）は持ち込んで使用することができます。なお、持ち込むことが可能な法令集につきましては、建築士試験に準じておりますので、詳細につきましてはこちらをご覧ください。

（<http://www.jaeic.or.jp/1k-hourei.htm>）

※ 持ち込み法令集について、検定開始前に書き込み等のチェックを行います。認められない書き込み等があった場合、その場で消しゴム等で消除していただきますのでご注意ください（必ず上記URLを確認のうえ、認められない書き込み等は、あらかじめ消除等していただくようお願いいたします。）。

また、当該チェックは考査Aの検定前に行いますので、会場には早めにお越しください。

(4) 卓上計算機（プログラム機能を有せず、小型で音のしないもの）

なお、これら以外のもの、例えば、そろばん、メモ用紙などの持ち込みは認めません。

(5) 昼食

第四 合格発表及び通知

発表の期日は12月17日（木）頃の予定です。合格者は本人に通知するとともに受検の申込を受け付けた都道府県建築主務課及び国土交通省住宅局建築指導課に掲示します。可否に関する電話での問い合わせには一切応じられません。

第五 住所、勤務先等変更時の手続き

(1) 改姓、住所変更等

申込後姓名又は住所に変更があった場合は直ちに国土交通省住宅局建築指導課へ封書(所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のこと。)で連絡して下さい。この場合、封筒の表に建築基準適合判定資格者検定姓名変更(住所変更)届と朱書きし、頭符号、受検番号を必ず併記して下さい。

(2) 勤務先変更

申込後勤務先に変更があった場合は直ちに国土交通省住宅局建築指導課へはがきで連絡して下さい。(頭符号、受検番号を明記すること)

第六 その他

解答に当たり適用すべき法令等については、平成21年1月1日現在において施行されているものとします。

<検定当日の注意事項>

1. 検定会場での駐車について

検定会場及びその周辺での自家用車等の駐車はできません。他の公共交通機関を利用して下さい。もし、駐車した場合、警察などからの撤去命令があれば検定時間中であっても撤去していただきます。

2. 持ち込み法令集について

持ち込み法令集について、検定開始前に書き込み等のチェックを行います。認められない書き込み等があった場合、その場で消しゴム等で消除していただきますのでご注意ください(必ず第三(3)に記載のURLを確認のうえ、認められない書き込み等は、あらかじめ消除等していただくようお願いします。)

また、当該チェックは考査Aの検定前に行いますので、会場には早めにお越しください。

3. 遅刻者の取り扱いについて

検定に30分以上遅刻した者の受検は認めません。